

[学術奨励賞選考基準] (2009年12月16日改定)

1. 福島県臨床衛生検査技師会学術奨励賞

- ・取得得点50点以上を対象とするが、技師会学術活動に対する貢献度も勘案する。
- ・また、内訳には福島医学検査学会の発表が少なくとも1題以上あることが望ましい。
- ・選考基準の対象は過去10年まで。(継続的に発表していること)
- ・受賞者は各支部 1名程度

1) 学会発表

①技師会関係の学会・研究会・研修会(全国・東北・福島)

発表者 10点/1回 座長 5点/1回
共同発表者 3点/1回 講演 10点/1回 実技講師 5点/1回

②他団体の学会・研究会・研修会(臨床検査関連 全国・東北・福島)

発表者 10点/1回 座長 5点/1回
共同発表者 3点/1回 講演 10点/1回 実技講師 5点/1回

* 同一内容を複数の学会で発表の場合は、上位学会での発表のみを対象とする。

2) 論文発表

①技師会関係の学術誌

筆頭者 20点/1編
共同研究者 5点/1編

②他団体の学術誌(臨床検査関連 全国・東北・福島)

筆頭者 20点/1編
共同研究者 5点/1編

3) その他・技師会関係(日臨技、東臨技、福臨技)の学術活動

- ①学術部長・副部長 1点/年
- ②部門長・分野長・副分野長・班長 1点/年
- ③精度管理委員長・委員 1点/年

2. 東北学会学術奨励賞

- ・福島県学術奨励賞を受賞後、新たに30点以上を獲得し、少なくとも東北医学検査学会・日本医学検査学会でのいずれかの発表を必要とする。発表以外の取得得点に関しては県に準ずる。